

# 財産運用管理規程

## (目的)

**第1条** 公益財団法人千葉県体育協会（以下「本協会」という。）の財産運用は、定款及び経理規程第41条の定めに基づき、この財産運用管理規程（以下「この規程」という。）によるものとする。

## (運用される財産)

**第2条** この規程が適用される財産は、本協会の保有する財産のうち不動産、無休財産権並びに寄附者の意思若しくは理事会の決議により、財産保有形態が指定されている財産を除く、本協会の裁量により効率的に運用すべき財産をいう。

## (運用の基本原則)

**第3条** 本協会の財産運用について、理事長は、善良なる管理者の注意義務を払うとともに、本協会のために定款及び法令に従い、忠実に職務を執行しなければならない。

## (財産区分と運用方針)

**第4条** この規程が適用される財産運用は、下記各号の財産区分並びに運用方針により行うものとする。

- (1) 定款第6条により理事会及び評議員会が基本財産とした財産  
基本財産の目的に応じて資産価値の維持を図ることを旨として、最善と考えられる方法により運用するように努めるものとする。
- (2) その他の財産  
財産の積み立て目的、運用可能期間等その財産の特性を勘定し、適正な運用に努めるものとする。

## (財産運用の対象)

**第5条** 前条第1号及び第2号に規定する財産の運用対象は次のとおりとし、元本が保証されたものでなければならない。

- (1) 円建て預貯金（信用金庫への出資金を含む）
- (2) 国債、地方債、政府保証債（財投機関債を含む）

## (債券等の信用格付け)

**第6条** 前条第1項第2号の債券は、少なくとも2つ以上の格付け機関がA-（A3）以上と格付けしているものとする。なお、格付け機関は、原則として金融庁の信用格付業者登録機関とする。

## (運用のモニター)

**第7条** 理事長は少なくとも半年に一回、次の点について債券等の運用経過のモニターを行う。

- (1) 全運用資産から生じた利子、分配金、配当金等の合計
- (2) すべての債券等の個別有価証券の時価
- (3) すべての債券等の個別有価証券等の信用格付け

## (債券等の格付け低下による対策)

**第8条** 債券等の格付け等により、この規程第6条第1項に規定する格付け基準に抵触した場合には、この規程第10条に定める財産運用執行責任者は、その対策について理事長と協議しなければならない。

## (理事会・評議員会への報告)

**第9条** 理事会は、財産運用の経過及び結果について少なくとも年1回又は必要に応じて理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、財産運用の経過及び結果について理事長から報告を受けるものとする。

## (財産運用の責任者及び職務)

**第10条** 財産運用の責任者は理事長とし、財産の運用に関し以下の職務を遂行するものとする。

- (1) 予算編成の理事会までに翌事業年度における財産運用の計画を策定すること。

- (2) 財産運用状況及びその結果について、定期的に把握すること。
- 2 理事長は、理事の中から財産運用執行責任者を任命することができる。
  - 3 理事長は財産運用執行責任者を任命した場合、これを監督し、随時報告を求め必要に応じて適切な指示をしなければならない。

**(規程の改廃)**

**第 11 条** この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

**(雑 則)**

**第 12 条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、財産運用執行責任者が定める。

**附 則**

この規程は、公益財団法人千葉県体育協会の設立の登記の日（平成 24 年 4 月 1 日）から施行する。  
（平成 24 年 3 月 27 日評議員会議決）